



鳥取県公報

平成17年 6月20日(月)
号外第96号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(489)(経営支援課)..... 1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正(490)()..... 2

告 示

鳥取県告示第489号

平成 8 年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成17年 6月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第 2 号)第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成17年 6月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前																											
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率		2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率																											
<table border="1"> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年以内であるものに限る。)を年 0.025 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.025 パーセント</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 11 年を超え 13 年以内であるものに限る。)を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 13 年を超え 15 年以内であるものに限る。)を年 0.375 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年以内であるものに限る。)を年 0.025 パーセントの割合で交付する場合	年 0.025 パーセント	略		市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 11 年を超え 13 年以内であるものに限る。)を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 13 年を超え 15 年以内であるものに限る。)を年 0.375 パーセントの割合で交付する場合	略	略			<table border="1"> <tr> <th>利子補給率を上乗せする場合</th> <th>上乗せする率</th> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年以内であるものに限る。)を年 0.05 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.05 パーセント</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 11 年を超え 12 年以内であるものに限る。)を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 12 年を超え 14 年以内であるものに限る。)を年 0.375 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 14 年を超え 15 年以内であるものに限る。)を年 0.425 パーセントの割合で交付する場合</td> <td>年 0.425 パーセント</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table>	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年以内であるものに限る。)を年 0.05 パーセントの割合で交付する場合	年 0.05 パーセント	略		市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 11 年を超え 12 年以内であるものに限る。)を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 12 年を超え 14 年以内であるものに限る。)を年 0.375 パーセントの割合で交付する場合	略	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 14 年を超え 15 年以内であるものに限る。)を年 0.425 パーセントの割合で交付する場合	年 0.425 パーセント	略		
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率																												
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年以内であるものに限る。)を年 0.025 パーセントの割合で交付する場合	年 0.025 パーセント																												
略																													
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 11 年を超え 13 年以内であるものに限る。)を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合	略																												
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 13 年を超え 15 年以内であるものに限る。)を年 0.375 パーセントの割合で交付する場合	略																												
略																													
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率																												
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年以内であるものに限る。)を年 0.05 パーセントの割合で交付する場合	年 0.05 パーセント																												
略																													
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 11 年を超え 12 年以内であるものに限る。)を年 0.325 パーセントの割合で交付する場合	略																												
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 12 年を超え 14 年以内であるものに限る。)を年 0.375 パーセントの割合で交付する場合	略																												
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 14 年を超え 15 年以内であるものに限る。)を年 0.425 パーセントの割合で交付する場合	年 0.425 パーセント																												
略																													

鳥取県告示第490号

平成 8 年鳥取県告示第249号（中山間地域活性化資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成17年 6月20日前に鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成 2 年鳥取県規則第58号）第 5 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成17年 6月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前								
中山間地域活性化資金の種類等		貸付期間	貸付利率	利子補給率		中山間地域活性化資金の種類等		貸付期間	貸付利率	利子補給率			
				規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合					規則第2条第3項第1号、第3号及び第5号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	規則第2条第3項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる融資機関が貸し付ける場合		
1 加工流通施設整備資金	（1）大企業以外の者に貸し付ける場合 ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年0.8パーセント以内	年1.95パーセント	年1.1パーセント	1 加工流通施設整備資金	（1）大企業以外の者に貸し付ける場合 ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年0.85パーセント以内	年1.9パーセント	年1.05パーセント		
		6年超7年以内	略					6年超7年以内	略				
		7年超8年以内						7年超8年以内					
		8年超9年以内						8年超9年以内					
		9年超10年以内						9年超10年以内					
		10年超11年以内						10年超11年以内					
		11年超12年以内						11年超12年以内					
	12年超13年以内	年1.4パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント		12年超13年以内	年1.5パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント				
	13年超14年以内	略				13年超14年以内	略						
	14年超15年以内	年1.5パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント		14年超15年以内	年1.6パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント				
	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	年1.05パーセント以内	年1.7パーセント	年0.85パーセント		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	年1.1パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント		
		6年超7年以内	略					6年超7年以内	略				
		7年超8年以内						7年超8年以内					
		8年超9年以内						8年超9年以内					
9年超10年以内						9年超10年以内							
10年超11年以内						10年超11年以内							
11年超12年以内						11年超12年以内							
12年超13年以内	年1.65パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント		12年超13年以内	年1.75パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント					
13年超14年以内	略				13年超14年以内	略							
14年超15年以内	年1.75パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント		14年超15年以内	年1.85パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント					
（2）大企業に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年1.3パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント	（2）大企業に貸し付ける場合	ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年1.35パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント		
		6年超7年以内	略					6年超7年以内	略				
		7年超8年以内						7年超8年以内					
		8年超9年以内						8年超9年以内					
		9年超10年以内						9年超10年以内					
		10年超11年以内						10年超11年以内					
		11年超12年以内						11年超12年以内					
	12年超13年以内	年1.9パーセント以内	年0.85パーセント			12年超13年以内	年2.0パーセント以内	年0.75パーセント					
	13年超14年以内	略				13年超14年以内	略						
	14年超15年以内	年2.0パーセント以内	年0.75パーセント			14年超15年以内	年2.1パーセント以内	年0.65パーセント					
	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	年1.65パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	年1.75パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント		
		6年超7年以内	略					6年超7年以内	略				
		7年超8年以内						7年超8年以内					
		8年超9年以内						8年超9年以内					
9年超10年以内						9年超10年以内							
10年超11年以内						10年超11年以内							
11年超12年以内						11年超12年以内							
12年超13年以内	年1.75パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント		12年超13年以内	年1.85パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント					
13年超14年以内	略				13年超14年以内	略							
14年超15年以内	年1.85パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント		14年超15年以内	年1.95パーセント以内	年0.8パーセント	年0.01パーセント					
2 保健増進施設整備資金	（1）大企業以外の者に貸し付ける場合 ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年0.55パーセント以内	年2.2パーセント	年1.35パーセント	2 保健増進施設整備資金	（1）大企業以外の者に貸し付ける場合 ア 貸付金のうち2億7,000万円以下の部分	6年以内	年0.6パーセント以内	年2.15パーセント	年1.3パーセント		
		6年超7年以内	略					6年超7年以内	略				
		7年超8年以内						7年超8年以内					
		8年超9年以内						8年超9年以内					
		9年超10年以内						9年超10年以内					
		10年超11年以内						10年超11年以内					
		11年超12年以内						11年超12年以内					
	12年超13年以内	年1.15パーセント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント		12年超13年以内	年1.25パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント				
	13年超14年以内	略				13年超14年以内	略						
	14年超15年以内	年1.25パーセント以内	年1.5パーセント	年0.65パーセント		14年超15年以内	年1.35パーセント以内	年1.4パーセント	年0.55パーセント				
	イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	年1.65パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント		イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	年1.75パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント		
		6年超7年以内	略					6年超7年以内	略				
		7年超8年以内						7年超8年以内					
		8年超9年以内						8年超9年以内					
9年超10年以内						9年超10年以内							
10年超11年以内						10年超11年以内							
11年超12年以内						11年超12年以内							
12年超13年以内	年1.75パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント		12年超13年以内	年1.85パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント					
13年超14年以内	略				13年超14年以内	略							
14年超15年以内	年1.85パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント		14年超15年以内	年1.95パーセント以内	年0.8パーセント	年0.01パーセント					

イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	年0.8パーセント以内	年1.95パーセント	年1.1パーセント	
	6年超7年以内	略			
	7年超8年以内	略			
	8年超9年以内	略			
	9年超10年以内	略			
	10年超11年以内	略			
	11年超12年以内	略			
	12年超13年以内	年1.4パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント	
	13年超14年以内	略			
	14年超15年以内	年1.5パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	
	(2)大企業に貸し付ける場合	6年以内	年1.05パーセント以内	年1.7パーセント	年0.85パーセント
	6年超7年以内	略			
	7年超8年以内	略			
	8年超9年以内	略			
9年超10年以内	略				
10年超11年以内	略				
11年超12年以内	略				
12年超13年以内	年1.65パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント		
13年超14年以内	略				
14年超15年以内	年1.75パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント		
3 略					
備考 略					

イ 貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	6年以内	年0.85パーセント以内	年1.9パーセント	年1.05パーセント	
	6年超7年以内	略			
	7年超8年以内	略			
	8年超9年以内	略			
	9年超10年以内	略			
	10年超11年以内	略			
	11年超12年以内	略			
	12年超13年以内	年1.5パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント	
	13年超14年以内	略			
	14年超15年以内	年1.6パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント	
	(2)大企業に貸し付ける場合	6年以内	年1.1パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント
	6年超7年以内	略			
	7年超8年以内	略			
	8年超9年以内	略			
9年超10年以内	略				
10年超11年以内	略				
11年超12年以内	略				
12年超13年以内	年1.75パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント		
13年超14年以内	略				
14年超15年以内	年1.85パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント		
3 略					
備考 略					

